社会医療法人　正和会　南秋田訪問看護ステーション運営規定

（事業の目的）
第1条　　疾病や障害者の家庭における療養生活を支援し、その心身の機能維持回復をはかり生活の質の向上に寄与することを目的とする。

（事業の運営方針）
第2条　　地域の保健・福祉・医療サービスの提供機関との密接な連携のもとに、障害者の多様なニーズに対応した訪問看護等を行う。

（事業所の名称）
第3条　　この訪問看護ステーションは、「南秋田訪問看護ステーション」と称する。（以下「ステーション」）という。

（事業所の所在地）
第4条　　ステーションの事業所は潟上市昭和大久保字街道下92番地1に設置する。

（職員の職種・員数・及び職務内容）
第5条　　ステーションに勤務する職員の職種・員数・及び職務内容は次のとおりとする。
1、管理者　1名（看護師）事業所従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。但し管理上支障がなければ、訪問看護を行うことができるものとする。
2、看護師、または准看護師が常勤換算（方法）で2.5名以上、 看護師が訪問看護計画書及び報告書を作成し、看護師、准看護師が訪問看護を担当する。
3、管理者は事業所従業者への業務指導を行い、適宜相談に応じる。

（休業日）
第6条　　ステーションの休業日は次のとおりとする。
1、日曜日
2、国民の祝祭日に関する法律に規定する休日
3、１月２日、３日及び12月31日

（利用時間）
第7条　　ステーションを利用できる時間は原則として月曜日から土曜日の就業時間とする。
利用時間　　月曜日～土曜日　8:30～17:30
ただし、24時間緊急連絡体制のため時間外は携帯電話で対応する。

（訪問看護の提供方法）
第8条　　主治医の訪問看護指示書に基づいて、病状及び心身の状態に応じて利用者又は家族と相談のうえ訪問看護計画を作成し、訪問看護を実施する。訪問看護計画に基づいて提供される指定訪問看護の訪問回数及び訪問時間については、当該居宅サービス計画に従うものとする。

（訪問看護サービスの内容）
第9条　1、利用者の心身状態及び病状の観察、清拭、洗髪、処置、吸引、体位交換、カテーテル等の管理、機能訓練等を実施する。
2、利用者及び家族に適切な介護指導を行う。
3、その他主治医の指示に基づくもの。

（緊急時における対応）
第10条　　現に訪問看護を実施している時に、利用者に病状の急変等が生じた場合には、速やかに主治医へ連絡し指示を得るなど、必要な措置を講ずるものとする。

（実施地域）
第11条　　訪問看護を実施する地域は、潟上市、南秋田郡全域、秋田市金足追分とする。

（利用料）
第12条　　指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準額によるものとする。居宅サービス計画に基づく訪問看護サービス等に要した交通費は徴収しない。

（守秘義務）
第13条　　訪問看護にあたる従事者は、その業務上知り得た利用者、または家族等の秘密を他に漏らしてはならない。

（虐待防止）
第14条　1、ステーションは、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、担当者を配置し、指針の整備を行い、従業者への研修の実施、その他虐待防止のために必要な措置を講ずる。
2、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに市町村に通報するものとする。

（苦情・ハラスメント）
第15条　　ステーションは、提供した指定訪問看護に対する利用者または家族からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置のほか必要な措置を講ずる。

（事業継続計画）
第16条　業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも利用者が継続して指定訪問看護の提供が受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。BCPは必要に応じて見直しを行い、維持管理に努める。

（衛生管理）
第17条　感染症の予防及びまん延防止に努め、6月に1回以上の感染防止に関する会議(委員会)を開催し、対策を協議し、対応指針等を作成するとともに、研修や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

（記録の整備）
第19条　サービス提供に関する記録を整備するとともに、その完結の日から5年間保存する。

（身体的拘束の禁止・記録の保存）
第20条　1、利用者の生命・身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行ってはならない。
2、身体拘束を行う場合は、その態様、時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録し、保存しなければならない。

（その他）

第21条　1、事業に従事する職員の資質向上を図るため年1回以上の研修を受けるものとする。

2、この規定に定める事項のほかステーションの運営に関わる重要事項は事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

3、ステーションのサービスの資質向上のため、定期的にカンファレンスを行うものとする。

（附則）

この規定は令和6年9月1日から施行する。